

第

4486
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 5月18日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 設立期間中の損益

Q：当社は、設立1期目の会社ですが、会社を設立する前の損益があります。これはどうしたらいいのですか？

A：原則として、1期目の損益に含めて申告することになります。

【解説】

ご質問のように、会社が出来上がるまでに経費を支出したり、売上が上がる場合があります、どうしたらいいか迷う場合があるかも知れませんが、これについて、法人税の基本通達では、次のように規定しています。

法人の設立期間中にその設立中の法人について生じた損益は、その法人のその設立後最初の事業年度の所得の金額の計算に含めて申告することができるものとする。ただし、設立期間がその設立に通常要する期間を超えて長期にわたる場合におけるその設立期間中の損益又は当該法人が個人事業を引き継いで設立されたものである場合における当該事業から生じた損益については、この限りでない。

したがって、原則として、設立前の損益は第1期目の損益に含めることとなるのですが、この場合においても、法人の事業年度開始の日は法人の設立の日に変わりありませんので、間違いのないようにしておいてください。

なお、現物出資により設立した法人のその現物出資の日から当該法人の設立の日の前日までの期間中に生じた損益は、その法人のその設立後最初の事業年度の所得の金額の計算に含めて申告することとなります。

